

## 令和7年9月定例会 総務委員会（付託）

令和7年9月24日（水）

[委員会の概要 公安委員会関係]

## 出席委員

委員長 古野 司  
 副委員長 岡本 富治  
 委員 福山 博史  
 委員 真貝 浩司  
 委員 立川 了大  
 委員 庄野 昌彦  
 委員 近藤 諭  
 委員 梶原 一哉  
 委員 達田 良子

## 議会事務局

議事課長 郡 公美  
 議事課課長補佐 小泉 尚美  
 議事課主任 広田 亮祐

## 説明者職氏名

## 〔公安委員会〕

警察本部長	児玉 誠司
警務部長	北 啓二
警務部参事官兼首席監察官	田中 功
生活安全部長	前川 伸二
刑事部長	平岡 信吾
交通部長	勝瑞 忠
警備部長	田村 聰
警務部企画・サイバー警察局長	坂東 玲
刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱	茨木 基良
警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課課長	坂東賢太郎
警務部参事官兼会計課長	富永 健
警務部参事官兼警務課長	富田 勲
生活安全部参事官兼生活安全企画課長	熊野 宏明
交通部参事官兼交通企画課長	南谷 雅彦
警務部監察課長	日下 達也
警備部警備課長	山本 英児

## 【報告事項】

なし

---

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

坂東警務部企画・サイバー警察局長

報告事項はございません。

古野司委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

梶原一哉委員

3点ほど質問させていただきます。

まず、政治ポスターの連続損壊事案について、6月議会でもお伺いいたしました。報道で拝見しましたけれども、私が6月の付託委員会で質問した数日後に、国府町から三野町にかけて10枚もの政治活動用のポスターが、一夜にして損壊される被害が発生いたしました。

以前にも申し上げたのですけれども、カッターで損壊されているものもありました。鋭利な刃物を使ったということで、非常に悪質で危険だと思っております。

必ず検挙していただきたいという思いで質問させていただきますが、本年6月の段階で68件の被害があったと認識しておりますけれども、それ以降も継続的に被害が発生しているのか、状況を教えていただければと思います。

茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

政治活動用ポスター等を対象とした損壊等の事案につきましては、本年6月20日の付託委員会が開催された時点で68件の被害が発生しておりましたが、その後、新たに36件の被害が発生しております。

新たな36件につきましては徳島市内のか、委員御指摘のとおり県西部におきましても発生している状況でございます。

その多くはポスターに赤色スプレーを噴霧されるといった事案であります。

梶原一哉委員

36件ということで、多少は減少傾向にあるということですけれども、もしかしたら報道等でも取り上げられましたので、一定の抑止力が働いているのではないかと思っておりますが、これだけ多くの被害が出ているにもかかわらず、いまだに犯人が検挙できていない

のは、少し残念だと思っております。

これからも様々な選挙がございますし、同じような犯行を繰り返す可能性も十分にあり、捜査につきましては引き続き頑張っていただけるものと思っておりますが、今後は犯人の検挙に向けて、県警察としてどのように取り組まれるのか、教えていただければと思います。

茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

県警察では、これまでの犯罪者プロファイリングの活用や防犯カメラ映像の精査など、所要の捜査を推進しているところであります。

引き続き、これまでの捜査状況を踏まえまして、警察本部と関係警察署が連携して犯人検挙に向けた捜査を進めてまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

ポスターの損壊は政治活動を妨害する悪質な犯行でございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

私ども公明党のポスターもかなり被害を受けまして、そのたびに公明党の党員の方や議員が現場に出向いて、警察官の方と見分をさせていただくということで、警察官の方もお忙しい中、非常に時間と労力を取られまして、私ども議員にとっても本当に忙しい中で、こういうのが頻発すると、本当に大変な思いをした次第でございます。こういった意味でも、一刻も早く犯人を検挙していただくように、重ねてよろしくお願ひいたします。

続きまして、暑熱対策への警察官の方々の反応につきまして、お伺いさせていただきたいと思います。

今年の夏も大変な猛暑になりました、9月の中旬まで暑い日が続きました。いつも思うのですけれども、交番の警察官の皆様は大変な重装備で勤務に当たられ、汗だくになって地域を守っていただいておりまして、本当に感謝の思いでいっぱいございます。その反面、熱中症で倒れないのかと、いつも思っております。

こうした中、徳島県警におきましては、今年の夏に、ネックリングと冷却ベスト等を導入して暑熱対策を進めていると伺っております。導入して以降の現場の警察官の方の反応を少し教えていただければと思います。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

暑熱対策でございますが、暑熱対策を適切に講じることは、警察職員の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも、極めて重要であると認識しております。

そこで県警察では、制服等で勤務する警察職員につきまして、サングラスの着用や水分補給を目的としたコンビニエンスストアへの立ち寄りのほか、ネックリングや冷感タオル、ドリンクホルダーといった冷却グッズ等の活用を認めているものであります。

庁舎外で活動する警察職員からは、身体への負担が軽減されるといった声が寄せられているところでございます。

引き続き、現場のニーズ等を踏まえながら、職員一人一人が健康的にその能力を発揮で

きる環境の形成に努めてまいりたいと考えております。

#### 梶原一哉委員

現場の警察官の皆さんが倒れたりすると大変なことになりますので、引き続き、徳島県警としても暑熱対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

神奈川県警は、空調ファン付きのベストを導入して現場に配備したと聞いております。実際に着用された現場の警察官の方からは、とても涼しくて効果を感じる、汗がすぐ乾くので快適に活動できるという感想も寄せられております。来年度以降もますます暑くなると思っておりますので、様々な対策を考えていただいて、現場の警察官の活動が滞ることがないように、しっかりと取り組んでいただければと思っております。

最後に、これは要望ですが、私はずっと委員会でも暴走族対策をお願いしたいと申し上げてまいりましたけれども、特に私の住んでいる田宮街道は、ここ数年、本当に暴走族の活動が結構うるさくて、市街地ですので、高齢者施設等も大変多くて、多くの方が被害を受けておりました。

今年の夏に限っては、それが全くなかったのです。ですので、徳島名西警察署の皆さんをはじめとして、様々な対策に取り組んできていたいた成果が表れてきたのかなと思っています。

これから年末にかけて、涼しくなったらまた暴走族が動き出す可能性もありますので、引き続いてしっかりと対策をとっていただくようにお願い申し上げまして、質問を終わります。

#### 庄野昌彦委員

私からは、これは9月11日の毎日新聞の社説なのですけれども、神奈川県のストーカー事件でございます。

警察の一番の役割はやはり住民、市民の安全を守ることだろうと思います。そういう意味では、相談に来た方々が、本当に命に関わるかもしれないと思って相談に来ているにもかかわらず、警察署内で十分な意思疎通が行われず、助けを求める女性の声に応えていれば最悪の事態は避けられたはずなのに、かなり厳しく書いてありますけれども、警察は猛省し、再発防止に取り組まなければならないと指摘されています。

これは、川崎市の女性が4月に遺体で見つかり、元交際相手が殺人罪で起訴された事件であり、神奈川県警が検証報告書を公表したとあります。対応した警察官がストーカー行為の危険性を過小評価し、退職者を含む43人を処分し、遺族に謝罪したとあります。

こういうふうな事案が多分、各県で起こっている可能性もあるし、これからますます起こる可能性もあります。

本県でいろんなストーカー事案の認知があると思うのですけれども、過去5年間のストーカーや付きまといなどの相談件数の推移と検挙、又は警告を実施した件数について教えていただきたいと思います。

#### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

県内におけるストーカー事案の発生状況についてですが、過去5年間において、ストー

カ一事業として警察が受理した相談件数は、令和2年が159件、令和3年が178件、令和4年が146件、令和5年が148件、令和6年が145件となっておりまして、令和7年8月末現在は99件と、前年同期に比べ6件増加している状況となっております。

一方、過去5年間におけるストーカー事業の検挙件数でありますと、令和2年が11件、令和3年が12件、令和4年が8件、令和5年が6件、令和6年が8件となっておりまして、令和7年8月末現在で4件という状況であります。

また、ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）に基づく警告や禁止命令の件数は、令和2年が18件、令和3年が21件、令和4年が17件、令和5年が24件、令和6年が10件となっておりまして、令和7年8月末現在は17件という状況となっております。

### 庄野昌彦委員

県内でもかなりの件数があるということで、この間、類似した案件ではないのですけれども、全く見ず知らずの男性が女性を尾けて、マンションに一緒に入って、エレベーター内で刺殺するという非常に残酷な事件があつて、多分いろんな方が、これからどうなるのだろうと怯えていると思います。

そういう面では、警察は、それに関わる心配事とか何か案件があつたら、親身になって対応して未然に防がなければいけないだらうと私は思います。

新聞とかにもかなり厳しく書かれておりますけれども、女性は昨年の6月から被告の暴力や付きまとい行為を警察に相談していて、12月には9回も電話して、被告が家の周辺をうろついて怖いなどと訴えていたにもかかわらず、署員が直ちに安全確保が必要だと判断せずに、署内や県警本部への報告も徹底されなかつたということで、本当に残念な事業だらうと思います。

そういう神奈川県の事業を受けて、もし仮に、被害者と犯人のトラブルのほか、何かしら警察にそういう付きまといの報告があつた場合に、徳島県警として今までどのように対応してきたのか、また対応一つとっても、命に関わる問題になるので、今後どんな形にしていかないといけないのかを、お答えいただけたらと思います。

### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ストーカー事業等の人身安全関連事業については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、被害者等の安全確保を最優先とした対応を推進しているところであります。

具体的には、認知した段階で警察署長及び本部への即報、本部の指導助言を踏まえた対処方針の決定等、組織的な対応を行っております。

また、危険性、切迫性に応じた被害者等の避難や身辺警戒等の保護措置、加害者に対する検挙措置等による加害行為の防止などを行っております。

なお、被害者等の安全確保のため、平素から県や民間団体と緊密な連携を図っているほか、事業の危険性、切迫性に応じ、ホテル等への一時避難に伴う費用について公費負担措置を講じているところであります。

### 庄野昌彦委員

いろんな措置をとられているということですが、警察官の方一人一人が、その方々の切実な連絡を自分事として真摯に受け止めて、もしさだしたことないと思っても、裏に何か本当に厳しいものがあるのではないかということで。多分電話したり署に行くというのは大変な決断だらうと思います。そういう意味では、その方の気持ちとか、なぜ相談しに来たのかという切実な、その方々の奥にある苦悩を酌み取っていただいて、是非、親身に対処をお願いしたいと思っております。

それと、神奈川県のストーカー事件等々の警察の不祥事を受けて、先日5日、警察庁が全国警察本部長会議を招集したことが報道されておりました。

警察庁が緊急に全国警察本部長会議を開くことは、多分そんなに多くはないことだらうと思います。これについては、恐らく本県からも行かれていたと思うのですけれども、どういう指示がなされたのか、またこの指示を受けて、県警察としてストーカー事案等にどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

### 前川生活安全部長

ただいま委員からお尋ねがございましたとおり、今月の5日、警察庁におきまして全国警察本部長会議が開催されたところでございます。

この会議では、神奈川県におきまして、過去にDVやストーカー被害を相談していた被害者が殺害されるという、大変重大な事案が発生したことなどを受けまして、警察に対する信頼回復に向けた取組の強化について警察庁長官から指示があつたものでございます。

県警察といたしましては、引き続き被害者等の安全確保を最優先といたしまして、認知の段階から組織的な対応を行いますほか、関係機関等と連携して被害の未然防止、また拡大防止を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

### 庄野昌彦委員

いろいろなお答えがあつたのですが、いわゆるこの事案はかなり重いと、全国的に非常に重い課題だから本部長を寄せたと思うのです。

だから、例えば今までになかったような取組とか、具体的な指示といいますか、どういう指示があつたのか、もう少し詳しく教えていただけたら有り難いです。

### 前川生活安全部長

全国警察本部長会議における警察庁長官指示の内容について、改めての御質問でございます。

具体的には、危険性、切迫性の評価を組織として実効的に行うための警察本部及び警察署の対処体制の確立、また生活安全部門と刑事部門の緊密な連携による危険性、切迫性に応じた能動的な対応などについてでございまして、改めて全国警察に対し、人身安全関連事案への組織的な対応の徹底に関する指示があつたものでございます。

### 庄野昌彦委員

毎日新聞の社説にも、かなり厳しく書かれているのですけれども、なぜ不適切な対応が

続いたのか。昨秋に女性が被害届を取り下げ復縁したと伝えてきたことから、警察はトラブルが解決したという先入観があったと報告書では指摘されているといいます。

しかし、今回のようなストーカー事案では、脅されて被害届を取り下げる人もいると書かれています。そして精神的に追い詰められて適切に判断できなくなり、復縁することも珍しくないとも書かれています。事案の特性を十分に理解して対応に臨む必要があると書かれています。

それで、1999年に埼玉県の桶川市で大学生の女性が犠牲になったストーカー殺人事件をきっかけに規制法が成立するなど対策は強化されてきたが、いまだに悲劇が繰り返されている。近年の相談件数は、これは全国ですけれども、年間2万件程度で高止まりしているということで深刻な社会問題となっている。被害者の訴えを正面から受け止めて、事件に発展させないことが重要である。警察も組織を挙げて意識改革に取り組むべきである。そして適切に対応するための相談体制を整えるとともに、NPOや行政との連携を深めることが求められると、この新聞の社説では指摘されております。

徳島県警としても、神奈川県の事例を深く捉えていただいて、今後、こうした悲劇をきちんと事前に防ぐんだという気持ちで、是非とも県警全体で、大切な命が失われないような形を確認していただけますようにお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

#### 近藤諭委員

私からは、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策についてお伺いいたします。

先日、県内の70代女性が約7,000万円ものお金をだまし取られる被害に遭ったと新聞報道でも拝見いたしました。

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺については全国的にも年々増加傾向にあり、その被害に歯止めが掛からない状況だと思います。

さきの被害のように、本県でも多く発生していると認識しておりますが、昨年に比べて特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知や被害額はどうなっているのか教えてください。

#### 茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

県内における特殊詐欺被害の認知は、本年8月末現在で認知件数68件、被害総額5億1,196万円でありまして、前年同期と比較しまして認知件数は7件増加、被害総額は3億237万円増加しているところであります。

また、県内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺被害の認知は、本年8月末現在で認知件数64件、被害総額5億5,324万円でありまして、前年同期と比較しまして認知件数は23件増加、被害総額は1億2,344万円増加しているところであります。

#### 近藤諭委員

特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺のいずれにおいても、昨年同時期に比べてかなり被害が増加しているということですが、特に特殊詐欺では、現時点で既に昨年の被害額を上回っている状況です。

今年に入って以降、特殊詐欺の被害が急増している要因について、一体どのように分析しているのか教えてください。

#### 茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

委員御指摘のとおり、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺のいずれにおきましても、昨年同時期と比べますと被害が増加しており、特に特殊詐欺につきましては、本年8月末時点で、既に昨年1年間の被害額を約1億1,000万円上回っている状況であります。

特殊詐欺被害の手口別では、オレオレ詐欺被害が昨年8月末時点で被害件数9件、被害総額約1億1,985万円であったものが、今年8月末時点では既に被害件数30件、被害額約4億3,274万円を認知しているところであります。

一方で、これ以外の手口の被害件数及び被害額は減少しております、特殊詐欺の中でもオレオレ詐欺の被害が急増している状況となっております。

特に今年は、オレオレ詐欺の中でも警察官をかたる手口が急増しております、オレオレ詐欺被害30件のうち、同手口が29件を占めております。

また、同手口の被害者は10代から30代までの若年層が約55%を占めており、1件当たりの被害額も他の手口より高額となる傾向が見られるところであります。

これまで特殊詐欺の被害につきましては、高齢者層の被害が多くを占めておりましたが、今年は警察官をかたる手口のオレオレ詐欺が多発し、加えまして同手口の若年層の被害も増加したことなどが、全体として特殊詐欺被害が急増した要因と考えられるところであります。

#### 近藤諭委員

今、警察官をかたる詐欺が増えているということですが、この詐欺に使われる電話番号はプラスから始まる国際電話番号のほかに、最近では警察署の代表電話と同じ、末尾4桁が0110の番号も使われていると聞きます。

また県外では、実際に使われている警察本部の代表番号が携帯に表示され、警察官を名乗る者の指示どおりにお金を振り込み、だまし取られる事案も発生していると聞いております。

このように詐欺の手口も日々巧妙化しており、被害を未然に防止するためには、その傾向や特徴に応じた対策が必要と考えますが、県警察としてどのように取り組んでいくのか教えてください。

#### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

特殊詐欺の被害につきましては、先ほども説明しましたが、警察官等をかたり捜査名目で現金をだまし取る手口のオレオレ詐欺の増加が顕著であるほか、委員からもありましたけど、プラスから始まる国際電話番号を利用した犯行電話が増加している状況となっております。

県警察では、被害の未然防止対策としまして、これまで犯罪実態に即した広報啓発活動、不審電話撃退装置の無償貸出などを実施しておりますほか、国際電話を止めることができが被害防止に効果的でありますことから、国際電話利用休止サービスの周知、申込促進を図っ

ているところであります。

具体的には、今年7月、美馬市におきまして、伍代夏子警察庁特別防犯支援官を招致しまして、国際電話利用休止申込促進を目的とした被害防止対策行事を実施しましたほか、今月4日と5日には、県と連携し、県庁内に国際電話利用休止申込特設窓口を開設するなど、犯人からの電話を受けないための対策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、一層複雑化、巧妙化する手口を的確に分析し、変化に応じたタイムリーな広報啓発を行うほか、老人会や自治会行事など、各種会合を通じた特殊詐欺被害防止講習を実施するなど、関係機関・団体等と連携した被害防止対策を進めてまいります。

### 近藤諭委員

国際電話の着信というのは多分かなり情報が回っていて、皆さん警戒されることが非常に多いと思うのですけれども、実在する警察署の番号から電話があって、警察を名乗る者から事件の容疑者になっていると言われたら、多分誰でもパニックになると思うんです。

冷静に対応してくださいと言われても、多分これは私でも難しいかなと実際考るんですけども、県民の方がそのような場面に出くわしたときに、これは詐欺だという観点を持てるように、タイムリーな広報啓発や各種被害防止に向けた対策を、今後もしっかりと進めてほしいです。

### 眞貝浩司委員

庄野委員の質問で、ストーカーの問題ですが、人権問題にもなるのですけど、ストーカーの被害といいますか、ストーカーの相談が非常に多くなってきて、こういう大きな事件になっていると思うのですけど、今の日本で、ストーカー規制法の中で、相談のあった加害者側にG P S等を付ける対応のようなものは、まだまだ進んでいないですか。

### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ただいま眞貝委員から、ストーカーの加害者側に対してG P Sを付けることができないのかという御質問でございますが、そういった動きは、私は承知していないところでございます。

### 眞貝浩司委員

テレビとか映画の見過ぎかも分からないですけど、海外ではそういう事案、ストーカー以外にも近隣トラブルとかいろんな人に、足にG P Sを付けて監視しているという映画を見たりするのですが、日本もそろそろそういうことも考えないといけないのではないかと。再犯可能性がある方とかには、非常に難しい判断をせざるを得ないと思いますが、そういうふうにしてもいいのかな。そういう研究といいますか、そういう方向に進めていただくことが必要な時代になっているかと僕は思います。

そういうのがないのであれば、今後、徳島県警察から警察庁なりに、一部そういう意見があったことは伝えていただけたらと思います。

それともう1点、今度は梶原委員のポスターの件です。

私どもも、今回非常にポスターの被害が多かったのですが、ポスター被害というのは今

まで余りなかったのです、ここ1、2年。原因とはいえないんですけど、一番はSNSの問題で、いろんな情報が入って過激になったのかなと僕は思うのと、もう1点は、兵庫県知事選挙の時に、ある党が選挙の掲示板において不適切な掲示の仕方をした、掲示板にポスターを貼ったということで、選挙用の掲示板は一般の方に軽く見られているのではないかと思います。

全国的にもここ数年、ポスター被害は増えているのですか。

古野司委員長

小休します。（11時06分）

古野司委員長

再開いたします。（11時06分）

茨木刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

手元に資料等はございませんが、私の聞き及んでいるところにおきましては、さほど増加しているような傾向ではございません。

昔からございますように、いたずら程度の器物損壊等はございますが、連続的な発生は、今聞き及んでいないところでございます。

眞貝浩司委員

徳島県だけが今回急激に増えたということですね。

梶原委員が言っていたように、こういうことをやった人はなるべく捕まえていただきたい。

それともう1点、掲示板は、貼る所は大体今までずっと一緒なのですが、できたら防犯カメラがある周辺とか、そういう対応がしやすい所に変えてもらえるのであれば、そういうことも市町村と御相談していただいたらと思っております。

それでは、牟岐警察署について、この間、重清議員が代表質問をさせていただきまして、本部長から現在地からの移転整備に向けた取組を進めるという御答弁を頂きました。一日も早い整備に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私からは、牟岐警察署の問題もそうですが、機動隊についてお聞きしたいと思います。

まず、大規模災害が発生した場合の警察の活動についてお伺いしたいと思います。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、県警察において人命救助や避難誘導、情報収集等の様々な活動が想定されると思いますが、特に発災直後において、どのような初動体制をとられるのか、機動隊の活動について教えていただきたいと思います。

山本警備部警備課長

大規模災害発生時の初動措置についてでありますが、お尋ねの南海トラフ巨大地震をはじめ、地震や台風などの大規模災害発生時には、早期に警備体制を整え、被災実態を把握し、人命の保護に当たるとともに、被災地における治安の確保を重点とした警察活動を推進することとしております。

具体的には、徳島県警察災害警備計画に基づきまして職員の安全を確保した上で、各警察署では被災情報の収集、住民等の避難誘導を行うほか、警察ヘリや機動隊員等によるオフロードバイクを活用した情報収集などの初動措置を実施することとしております。

また、職員に対する緊急連絡や非常招集を行い、県本部及び警察署に災害警備本部等を設置し、早期に警備体制を確立し、救出・救助や行方不明者の捜索、交通規制等に当たることとしております。

加えまして、機動隊には大規模災害に即応でき、かつ高度な救出・救助能力を持つ広域緊急救援隊が編成されており、被災地に迅速に臨場し、自衛隊、消防等の関係機関と連携し、各種災害対応に当たることとしております。

#### 眞貝浩司委員

初期の活動は非常に大変な活動と思いますし、まず県警察の皆様方の安全確認、そしてどれだけ活動ができる人たちがいるかの把握とか、非常に大変な状況になると思っております。

まして、警察の方も御家族、御親戚もおいでになりますし、いろいろ不安を抱えて初期捜査に当たっていただくということですので、非常に厳しい状況の中でも早期に動いていただくことを考えると、警察に頼るところが非常に大きいと思っております。また、そういう早期整備ができたから、いろいろ活動ができるのかなと。

その中で能登半島地震においては、活動する際、道路の途絶や家屋の倒壊、捜索・救出活動が困難だったと聞いております。

令和5年度に機動隊を視察させていただいた時に、資機材を見せていただきまして、能登半島地震の教訓を踏まえると、災害対策に向けた資機材は幾らあっても良いと私は思っております。

スターリンクなど最先端の機器もある中で、県警察において資機材を充実させるべきと思います。また、最先端の機器は当然そろえていただきたい。今あるものをそろえていただきたいのですが、まだこれからこんなものがある、あんなものがあるという調査や研究も一緒にやっていただきたいと思うところでございます。

今後どのようにやっていくか、お聞かせいただけますか。

#### 山本警備部警備課長

装備、資機材の充実についてでございますが、県警察では各種災害に対処するため、レスキュー車、トイレカー等の各車両、エンジンカッター、チェーンソー、担架等の救出・救助機材、投光器、発動発電機等の照明機材などを保有しております。

また、能登半島地震で活動した部隊員のニーズを踏まえ、新たに冷暖房完備のエアーテントや全自動式非常用トイレのほか、燃料に頼ることなく充電池で稼働するチェーンソーやポータブル電源、倒壊家屋などの閉所を安全に捜索可能なファイバースコープが付いた画像捜索機などを整備し、充実を図っているところであります。

さらに、電話回線等の通信が途絶した場合の通信手段の一つとして、非静止衛星通信システム、いわゆるスターリンクの導入についても検討を進めているところでございます。

加えて、ドローンを有効活用した情報収集方策についても検討しているところであります。

す。

今後も災害警備活動に従事する職員のニーズを踏まえ、装備、資機材の計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

#### 眞貝浩司委員

非常に大事な機材だろうと思います。先ほど機材、また機動隊の活動についても説明いただいた、活動拠点になる機動隊の隊舎、資機材を保管している倉庫が津波被害に遭った場合、やはりその後の救助活動に多大な影響が出ることは確実でございます。それを視察に行かせていただいて感じたところでございます。

特に、見させていただいた本県の機動隊の場所は、本当にここはまずいと、これはどう考へても場所が悪いと、津波被害に遭わないような場所に早急に移転することが必要ではないかと私は思います。

機動隊は国費によって整備するため、県議会として国に対して移転整備を要望したいと思っているのですが、県警察の御所見をお聞きしたいと思います。

#### 坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

機動隊舎につきましては、国費施設として平成13年に建築されたものであります、平成28年に庁舎の耐浪性を確保するため、外壁を補強して非常用発電装置などを2階や屋上に整備するなど、津波により浸水しても庁舎機能を維持できるよう、必要な対策を講じてきましたところであります。

ただ、こうした対策を講じているとはいえ、同所周辺は津波災害警戒区域に指定されていることから、委員御指摘のとおり津波襲来時の隊舎等への一定の影響が懸念されるところでありますと、県警察としても災害対策上の大変な課題であると認識しております。

機動隊舎等の移転整備につきましては、県警察としても、経費を負担する警察庁に要望しているところでありますが、全国の老朽施設や警察庁の予算措置状況等も踏まえ、その都度判断されるものと承知しております、引き続き移転整備の必要性について要望してまいりたいと考えているところであります。

県議会として、その必要性について警察庁に御説明いただく機会をお持ちいただけるということは、当県の事情についての理解促進に資するものと考えております。

#### 眞貝浩司委員

前に聞かせてもらった時に、今の機動隊の場所の津波浸水想定が3mで、3mって全国的にどうですかと聞いたら、1番ではなかったと思うのですが、確かに全国で2番目ぐらいに悪いんです。高知県においては高台に移転できているところでございます。

また先日、本県の新たな津波浸水想定が公表されて、改めて南海トラフ巨大地震への対策が重要だと思っております。差し迫る災害に備えて、あらゆる手を尽くす必要があると思っております。

機動隊舎の移転や牟岐警察署の問題につきましては、今秋にでも我々県議会としても協力させていただきたいと思っております。県警察においても、しっかりと検討を進めていただきたいと思いますので、それを伝えまして質問を終わらせていただきます。

### 立川了大委員

先ほど庄野委員からストーカー、付きまといの話があって、近藤委員から特殊詐欺のお話がございました。近藤委員の特殊詐欺のお話の答弁の中で、高齢者ばかりではなくて、若年層の被害が拡大してきている、これは、社会の変化とともに犯罪の形も変わってきている顕著なデータかなと思っています。

私からは、若年者といいますか、パパ活等性犯罪に発展するおそれのある事案対応について、これも今、大きな社会問題となっておりますので、お聞きさせていただきます。

近年、パパ活につきましては、新宿歌舞伎町の大久保公園周辺や大阪ミナミのいわゆるグリ下などで、若い女性を中心に横行しており、社会的にも大きな問題になっています。

また、SNSなどの普及により、今後、東京や大阪だけでなく全国的に増えていくのではないかと危惧しておりますが、これに対する県警察の認識について教えてください。

### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員からお尋ねのありましたパパ活ですが、お尋ねのようにパパ活と呼ぶか否かにかかわらず、売買春に当たる行為は、性を商品化して人間の尊厳を傷つけるものであり、県警察としては、その根絶を目指す必要があると考えております。

このため、売買春への対策として、関係法令の厳正な適用と取締りの強化や、売買春等による性的搾取の被害者になることを防ぐための広報などに取り組んでいるところであります。

### 立川了大委員

こういったパパ活が入り口となって、援助交際や売春事案に発展する可能性は十分にあると思いますので、警察としても、このような現状にアンテナを高く張っていただきたいと思います。

県内において、未成年が被害に遭う児童買春などの認知や検挙状況はどうなっているのかと、どのような特徴があるのかを併せて教えてください。

### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

少年が性被害に遭う事案には、不同意性交等や不同意わいせつ、裸の写真を送らせるなどの児童ポルノ禁止法違反、また盗撮などの性的姿態撮影等処罰法違反などがあるところでございます。

県内におけるこれら事案の認知状況は、令和4年は31件、令和5年は32件、令和6年は62件の被害を認知しているところであります。

本年8月末現在の認知状況につきましては23件であり、その内訳は不同意性交等5件、不同意わいせつ2件、児童ポルノ禁止法違反11件、性的姿態撮影等処罰法違反4件、青少年健全育成条例違反1件となっているところであります。

また、特徴につきましては、これら事件はSNSに起因して被害に遭う場合が多く、SNSは年齢や性別、善意・悪意の別など、その素性が分からぬ不特定の者と簡単につながることができるという特徴があります。

また、その一方で、少年には安易に他人に同調したり、信用してしまうなどの特徴が見られるところあります。

### 立川了大委員

これも増えてきているという印象があります。

数箇月前なのですが、大阪のミナミのグリ下に出入りする少女ら、若い女性を集めて売春ツアーやをさせていたとして、ある犯行グループの幹部が検挙されました。遠征と称しまして、組織的に少女たちを管理して、朝から晩まで売春をさせていたという、非常に許し難い事件であります。

こういった犯罪被害を未然に防止していくためには、被害の実情や世の中の情勢に沿った対策を推進していく必要があると思いますが、県警察として、どのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

### 熊野生活安全部参事官兼生活安全企画課長

少年が性犯罪の被害に遭わないようにするために、やはりSNSなどを利用する若者や保護者等に対する被害防止対策が重要と考えております。

県警察では、これら被害を防止するため、児童生徒に対する情報モラル教育、保護者に対する啓発活動、携帯電話販売店に対するフィルタリング実施の要請などの取組も進めているところであります。

また、サイバーパトロール等によって少年の性被害につながる不適切な書き込みの発見に努め、発見した場合には県警察のX公式アカウントを使用して、児童と思料される者に対しては性犯罪等の事件に巻き込まれる危険性があること、児童ポルノ画像の販売は犯罪になるおそれがあること、また児童の相手方と思料される者に対しては、児童買春、児童ポルノ製造や、保護者の同意なく宿泊先を提供するなどの行為は犯罪になること、罪を犯した場合は警察として検挙の措置を講じることなどのメッセージ等を直接送信することにより、性被害の防止を図っております。この活動によりまして、本年8月末現在、73件の指導警告を実施しております。

引き続き、学校等の関係機関や事業者の方々と緊密に連携しながら、これら取組を一層推進してまいりたいと考えております。

### 立川了大委員

73件の指導警告をしていただいているということで、本当に有り難い、心強いと思います。

先ほど挙げた事例は県外で発生した事件でございますけれども、今後、徳島でそういったグループが生まれる可能性もゼロではないと思っています。

最近よく聞かれると思いますけれども、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウです。近年は犯罪の形も大きく変わってきました。

今から18年前になるのですが、2007年8月に名古屋市で、ネットの闇サイトで知り合った素性を知らない男性3人組が帰宅途中の女性を拉致監禁して、後に殺害するという悲惨な事件が発生いたしました。いわゆる闇サイト殺人事件であります。

18年前の当時は、インターネット自体が社会に浸透し始めた頃で、浸透し始めたといつても、まだ若かった、40代、50代以下ぐらいだったと思うのですが、携帯はガラケーで、ネットは主にパソコンでしていた時代がありました。

そのような中で、素性も知らない人間がネットの中の闇サイトで知り合って、数日後には残忍極まりない事件を起こしたということで、当時の社会は大きな衝撃を受けました。マスコミも連日報道しておりました。

当時、私自身は名古屋に住んでおりまして、本事件が報道の中だけの事件ではなくて、生活圏内で起きた事件であるということで、街の不安感とかが非常に記憶に残っています。

現在、若者の持つ携帯がほぼスマホになりました、早ければ小学生からスマホを持つという時代に突入しました。ネット自体がより身近で簡単になって、様々な種類のSNSやマッチングアプリ、また後々にメッセージを追跡されても会話内容が分からぬという匿名性を持ったメッセージアプリなどによりまして、パパ活というのも非常に容易になっています。今、人々が出会う環境が激変しております。

少し話がずれますけれども、最近、ホストクラブに関連して、売り掛け等が社会問題になり法律改正が行われたところですが、この売り掛けに関しても、売り掛けを回収するために女性を風俗店にあっせんして利益を得ていたグループが摘発されております。

また、推しホストのためにパパ活と称して、マッチングアプリやSNSの裏アカなどを使って、女性自ら売春を行って資金を捻出していたという例もお聞きしております。

ネットだけが悪いというのではないし、パパ活だけではなくて、反対にママ活というのも当然あるだろうと思います。

いずれにせよ、複雑に絡み合った現代社会で様々な背景はあると思うのですが、罪のない子供や若者たちが、このような性搾取を資金獲得の手段としている卑劣な犯罪被害に遭わないように、未然防止に向けた取組を、引き続きしっかりと進めていただきますよう強くお願いして、終わりたいと思います。

### 達田良子委員

事前委員会の時にもお尋ねしたのですけれども、分かりにくい点がございましたので、もう一回、阿波吉野川警察署庁舎の整備についてお尋ねしたいと思います。

徳島県は、いろんな施設を整備するときに県内事業者優先という理念を掲げておりますので、県警察もいろんな施設を整備するときに、そういう理念を大事にしてやっているのかどうかということで、私はお尋ねしたのですけれども、今回デザインビルド方式で資金調達、それから維持管理、運営を公共で行うということなのですね。

設計、建設については民間ということになっておりますけれども、こういう手法の中で、県内事業者をできるだけ優先してやろうと、本会議でも建設事業者の非常に大変な状況、資材の高騰や人手不足とかいろんなことが言われておりますので、理念を掲げてもそのとおりいくかどうかは別といたしまして、県警察としてどのような方針で建設に臨まれていくのか、その点、基本的な姿勢をお尋ねしておきたいと思います。

### 富永警務部参事官兼会計課長

ただいま委員より、阿波吉野川警察署に対する御質問を頂きました。

まず、先ほどの委員の御指摘のとおり、県内企業優先発注の実施指針がございまして、この指針において、効率的な執行が可能なものにつきましては、分離分割発注により県内企業の受注機会を確保することが示されているものでございます。

一方、徳島県PPP／PFI手法導入優先的検討規程がございまして、事業費の総額が10億円を超える公共施設等の整備事業におきましては、同手法を優先的に検討するように定められているところでございます。

今回、この規程に従いまして、PPP／PFI手法の導入可否について検討いたしまして、事前委員会の時にも答弁させていただきましたとおり、今回はデザインビルト方式で整備させていただきたいという形で、今、進めておるところでございます。

先ほど委員から御指摘のありました今回のデザインビルト方式におきましては、新庁舎の設計から建設、そして現庁舎等の解体までを業務範囲としてございまして、庁舎完成後の維持管理業務につきましては業務範囲に含まれていないところでございます。

現在、県内警察署におきましては、清掃や設備維持管理業務は原則、県内企業を条件とした競争入札により発注しているものでございます。

新庁舎の維持管理業務につきましても、他の警察署と同様に県内企業を対象とした競争入札により、発注を行う考えでございます。

なお、建設業務の地元企業参画に向けた取組につきましても、事前委員会で答弁させていただきましたが、事業費は現時点では未定でございますけれども、政府調達協定対象の大規模工事になった場合におきましては、国内外の企業を問わず広く公募の上、事業者を募る必要がございまして、入札希望者の地域限定はできないものでございます。

一方で、県警察におきましては、県内企業の参画は重要な要素と考えておりますことから、参画を促進するため、事業者選定における審査基準におきまして県内企業の参画に向けた取組を高く評価するなど、その方策についてこれからしっかりと検討を進めてまいります。

### 達田良子委員

維持管理業務は間違いなく県内業者が受けられるような方策でいくかと思うのですけれども、この中で保守管理、清掃、植栽管理、修繕、更新など、それから運営業務につきましては、新庁舎の食堂の給食業務とか、留置施設の給食業務と書かれております。

例えば、ほかのPFI方式でいった場合に、維持管理もずっと、20年なり期間を決めて長い間同じ業者がやることになっているわけなんです。

ですが、これを県内、地元の業者さんでやっていただくことになりますと、仕事によつたら、長い間ではなくて何年かに区切つてしていくことになるかと思うのですけれども、それはどういうふうにして決めていくのでしょうか。

### 富永警務部参事官兼会計課長

維持管理の関係でございますが、通常、先ほどおっしゃった保守も含めた維持管理業務につきまして、毎年、一般競争入札を行いまして業者を選定の上、契約を結びまして事業を行っていただくこととしてございます。

### 達田良子委員

今、業者さんの運営とかが大変ということでお伺いしておりますけれども、何かあったときにできるだけ近くの方がすぐに来られるような状況では是非お願いできたらと思います。

事前委員会でお聞きしたのですが、総額をおっしゃらなかつたので分からぬでけれども、政府調達協定対象事業となつた場合に、なかなか思うようにいかない場合もあると思います。徳島中央警察署を造つた時に、こういう議論もしてきました。その時に県内企業の参加等がどういう状況であったかというと、少なかつたと。結果を見ますと少なかつたということで、この評価が1,000点中50点だったということで残念だなと。

こういうのではなくて、もっといろんな意味で資材とか地元のものを使ってほしかつたと思うのですけれども、地元の仕事を増やすという意味で、何かもっとこういうふうに工夫をしていこうというような計画はされているのでしょうか。

### 富永警務部参事官兼会計課長

県内の企業等の活用という御質問を頂きましたが、先ほども答弁いたしましたとおり、今後、事業者選定の審査基準におきまして、まずは県内企業の参画に向けました取組を高く評価するという方針で検討してまいりこととしております。

あわせまして、現在の県警察におきましても、徳島県県産材利用促進条例にのつとりまして、警察署などの大規模施設を除く交番、駐在所といった小規模施設につきましては木造建築を基本としており、使用する木材につきましても、原則全て県産材を使用することとしています。

阿波吉野川警察署整備事業におきましても、使用する材料については費用対効果も考慮した上で、県産製品や県産資材の積極的な取り入れ、活用を事業者に求めるなど、県産材の活用につきましても、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

### 達田良子委員

是非よろしくお願ひいたします。

よそから見て、すばらしい建物にしているなというようなものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、以前にも取り上げたのですけれども、自転車です。私の家の近くは、中学生がたくさん自転車で通学しております、非常に狭い道路なのです。そういう所で本当に事故が起きないかといつもひやひや見ているのですけれども、自転車交通違反の取締りということで力を入れておられると思います。

来年の4月から、自転車が交通違反をしますと対応が厳しくなりますということですが、以前にも申しましたように、車道は危なくて通れないんです。だから、仕方なく歩道を通っているわけですけれども、そういう場合に、違反だということで何か罰則を科せられることがあるのでしょうか。

### 南谷交通部参事官兼交通企画課長

今、委員からお話をありましたとおり、来春、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反を対象に交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入される

こととなっております。

歩道通行に関する検挙ということですけれども、自転車につきましては、道路交通法で軽車両とされておりまして、車道通行が原則でございます。

ただ例外がございまして、例えば道路標識や標示で歩道を通行することができる場合、また13歳未満の児童や幼児、70歳以上の高齢者の方、また一定の身体に障がいがある方が運転する場合、そして自動車の交通量が著しく多いとか車道を通行すると事故の危険がある場合については、徐行するなどのルールに従って歩道を通行することができるといった規定になっております。

達田良子委員

仕方なく車道でなく歩道を通っている場合は、罰則とかは科されないということですね。

狭い狭い道路で、その上歩道も狭いのです。そういう所で危ないということで、今、若い人の自転車を言いましたけれども、高齢者が多くてなかなか動けないのでシニアカーを利用する方もだんだん増えてきております。このシニアカーも車道は危ないです。本当に危ないです。歩道を通っていても、歩道が狭いのでかたっと落ちたりする場合があります。ですから、私は以前から言っておりますように、道路そのものの改良がやはり一番だと思うのです。

通学路などの点検は1年に1回ぐらい行っているかもしれないですが、街全体の安全、高齢者、また子供たちが安心して通れるような道路にしようということで点検をしているのか。

そしてもう1点、ここは道路が狭過ぎるという所は改良していこうということで、警察だけが言うのではなくて、県土整備部の仕事でありますので、県全体として交通安全に資する道路にしていこうということで計画を持たなければいけないと思います。

是非、予算取りをして計画にもっていこうというふうにしていただきたいと思うのですが、そういうことをやっているところは、例がありますでしょうか。

南谷交通部参事官兼交通企画課長

自転車の利用環境の整備についての御質問だと承知しました。

自転車は買物や通勤、通学などの日常生活における身近な移動手段であって、自転車利用環境通行区間の整備につきましては、国土交通省及び警察庁が作成しました安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに従いまして、先ほどもありました道路管理者、そして警察が連携して取り組んでおります。

警察におきましては、自転車の交通状況に応じ、道路の改良工事と併せて、自転車専用通行帯の設置について道路管理者と協議を行うなどしております。

今後も道路管理者と連携をしながら、歩行者や自動車の通行帯と適切に分離された安全で快適な自転車通行区間の整備を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

自転車といえども、時には死亡事故が起きたりしています。ですから、安全な道路がまず一番だと思います。縦割りではなくて横と連携して予算もきちんと付けて、そういう整

備をしていきましょうという方向で、是非進めていっていただきたいと思いますので、お願ひして終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時44分）